

Title	フランス革命における1793年憲法の研究(序説)
Author(s)	辻村, みよ子
Citation	一橋研究, 2(1): 64-80
Issue Date	1977-06-30
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/6475
Right	

「フランス革命における

1793年憲法の研究」序説（二）

辻 村 みよ子

目 次

- 一 はじめに
- 二 1793年憲法の成立
 - (一) 成立の経過
 - (二) 審議中の論点と特徴（以上33号）
- 三 1793年憲法の原理
 - (一) 諸権利の体系—主権と人権
 - (二) 人権原理
 - (三) 主権原理
- 四 おわりに（以上本号）

三 1793年憲法の原理

前章では、1793年憲法の成立状況・審議過程の分析をとおして、諸原理の特徴を概観したにすぎない。ここでは、同憲法によって構想された、いわゆる人権原理、主権原理、および両原理を貫く体系について、紙幅の都合上、できる限り問題を限定して検討を加えることにする。

(一) 諸権利の体系——主権と人権

1793年憲法は、人権宣言（モンタニャール宣言）1条において、政府の設立目的が人の自然的諸権利の保障に他ならないことを規定する。これは、1789年

宣言以来の伝統にそって次のような主権・人権体系を保持したものと考えられる。すなわち、政府あるいは国家の存在根拠を国家に先行する自然的諸権利の保障に求めることによって、すべての政治権力（国家権力）が正当化され、さらに諸権利の保障の態様が政治権力（国家権力）のあり方—主権原理—によって規定される、という関係である。

しかし、1789年宣言では、「権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものではない（16条）」という規定の他は、権利の保障に関する規定をおいていない。これに対して、モンタニャール宣言は、権利保障と主権との関係、別言すれば主権者による権利保障実現の態様について、次のように述べている。

「〔人の諸権利の〕社会的保障は、国民の主権に基礎をおく（23条後段）」⁽¹⁾
「社会的保障は、公務の限界が法律によって明白に規定されず、かつ、すべての公務員の責任が確保されないときは存在しえない（24条）」

これらの規定は、25—31条の「人民主権」に関する諸規定と相まって、主権者人民による主権行使（立法による公務のコントロールおよび公務員の責任追及）が、かれらの人権を保障する第一の担保であることを意味していると考えられる。さらに付言すれば、以上のような、主権行使による人権保障の正規の態様に対置すべき第二の担保——緊急かつ事後的な態様とは、「蜂起」であるように思われる。「圧制に対する抵抗は、それ以外の人権の帰結である（33条）」「政府が人民の諸権利を侵害するとき、蜂起は……最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務である（35条）」と規定されているのは、この意味であろう。

さて、以上のような主権・人権体系の外観は、ジャン・ヴァルレの人権宣言草案や、ロベスピエールの宣言草案においても認められる。そしてこれらは、いずれも「権力の民主化を人民の自由と実質的平等の保障のための要とみなし、……人民の自由と平等の保障の度合は……人民の権力行使への参加の度合によって定まる」とするルソーの憲法思想に由来しているように思われる⁽²⁾。

しかし、1793年憲法と、ロベスピエール草案・ヴァルレ草案とを比較すると、諸権利の内容、「人民主権」の内容、ひいては主権行使による人権保障の

あり方について実質的な差異があることがわかる。以上のことをふまえた上で、次に、各々の人権・主権原理の内容を検討することにする。

(注)

- (1) 23条後段 (Cette garantie repose sur la souveraineté nationale) の主語は、原案では La garantie sociale des droits de l'homme と記されていたが、確定条文では 'La garantie sociale' となっている。(A. P. l. s., t. 65, p. 580, t. 66, p. 260, t. 67, p. 144)
- (2) 主権・人権両原理を結合的に扱えた上で相互の関係を問題にする研究はほとんど存在しない。わが国では、昨今、フランス革命期の憲法思想の中から「2つの人権観と2つの主権原理」を抽出し、関連づける試みがなされている。そこでは、〔モンテスキュー、ロックの思想を背景にして1789年—91年の憲法制定国民議会の中で示された自由・人権観と主権原理〕と〔ルソーの思想を背景にして、1793年の民衆運動とりわけヴァルレの人権宣言草案などに示された自由・人権観と主権原理〕との対立が指摘されている。本稿では、このような主権・人権両原理の理論的関係のほか、従来からルソー型と解されてきた1793年憲法の原理とヴァルレの原理との関係が問題にされなければならない。(杉原泰雄「主権と自由」芦部編『近代法原理の展開 (I)』(1976) p. 3—54参照。)

(二) 人権原理

(1) 諸権利の内容

「人および市民の諸権利の宣言」と題するモンタニャール宣言の2条は、人の自然的諸権利として、平等・自由・安全・所有を列記する。また、憲法122条は、これらに加えて、祭祀実行の自由、公教育、公的救済、出版の自由、請願権、民衆協会に結集する権利などを、全フランス人に対して保障している。これらの規定は、一面では、平等権の強調、政治結社の自由の表明など、当時の革命状況を反映する内容をもっているとはいえ、他のほとんどの権利については、1789年宣言・1791年憲法第1篇の規定をそのまま継受していると言うことができる⁽¹⁾。とくに、1793年には、民衆によって社会・経済的平等(事実上の平等)を実現する規定が要求されていたにも拘らず、モンタニャール宣言は、1789年—91年の系譜に属し「経済的自由主義」の上にたつ諸規定を維持している⁽²⁾。また、制定過程においても、生存権の尊重と所有権の制限を主張するロ

ベスピエールの草案を排斥し、ジロンド草案の内容をほとんどそのまま採用していることに注意すべきである。

したがって、ここでは1793年憲法における人権原理の特質としての「平等原理」に焦点を絞り、とりわけ社会・経済的平等原理に関連の深い所有権と「社会権」的権利の諸規定について検討を加えておくことにする。

(2) 平等原理の検討

I 所有権

モンタニェール宣言における「所有権」規定はその自然権性を肯定し、経済的自由の承認に基礎をおく点で、ブルジョア革命の本質に適合している。理論的にも、ケネーを中心とする重農主義者やロックの思想を背景にしており、1789年宣言からジロンド草案を経てナポレオン法典 (Code Civil, § 544) に至る系譜に属するものといえる⁽³⁾。このことは、モンタニェールが、現存するブルジョア財産の保全という国民公会本来の目的に忠実であったことを示している⁽⁴⁾。また、1793年の経済危機に際して実施した種々の経済政策についても、彼ら固有の所有原理に出発したものでなく、民衆の要求に対する政治的妥協にすぎなかったという理解を可能にしていると思われる⁽⁵⁾。

これに対して、ルソーを思想的淵源として所有権を制限ないし否定しようとする別の系譜が存在する。ルソーは、必ずしも所有権問題に正面から答えているわけではないが、「他の市民を買えるほどには豊かでなく、身売りを余儀なくされるほど貧しくない」独立して生活しうる程度の小所有を理想として掲げている。また、ルソーは、共同体における所有の平等を確立することによって、一般意思による所有権の制限・廃止を可能にする立論を提示している⁽⁶⁾。

このように、私的所有を人為的制度とすることによって現状を変革しようとする傾向は、1793年においては、まずロベスピエールの中に認められる。彼は、国民公会において、所有権の絶対的行使を容認するジロンド草案を批判し、所有を「社会制度」として位置づけた上で「所有権とは、各市民が法律によって保障された財産の部分を享有し、処分する権利である」と規定している⁽⁷⁾。一方、食糧不足と貧困に悩むサン・キュロットは、生存を保障するための「享受

の平等」理念を「所有権の制限」原理に高めている⁽⁸⁾。彼らは、国民公会に対して「食糧の供給・取引を自治化もしくは国営化し、農作物の所有権を自然権でなく、社会的な立法によって制限しうる権利とすること」を要求していたが⁽⁹⁾、この中にあって、ヴァルレは次のような所有権規定を掲げている⁽¹⁰⁾。

「財産の享有 (*la jouissance des propriétés*) とは、占有する権利 (*le droit de possession*) である。財産は、市民の保護のもとにあり、市民全員がその保全に関心をもっている (16条)」

「土地の占有権は、社会においては制限をうける。それは、商業または農業にいかなる危害をも加えるものであってはならない。全ての国で赤貧者が多数を構成している。彼らの自由、安全、身体の保全こそがすべてに先行する財産 (*biens*) であるから、彼らの最も自然な意思、最も不変な権利とは、富を獲得しようとする野心を抑え、正当な手段によって富の巨大な不均衡を打破することによって、富者の圧迫から身を守ることである (17条)」——ここでは、赤貧者の権利として所有権を社会的に制限する原理が導かれている。さらに社会状態において認容される「財産」の内容が了め次の4種類に限定されている (18条)。

(1)生存に不可欠な手段を保障するものの

(2)老人・病弱者・労働不能者に施される休息、赤貧者に施される慈善、壮健な貧乏人に施される労働などの救済

(3)商業・農業の生産物もしくは公私の職務の給料

(4)世襲財産および相続財産もしくは贈与——である。この規定は、以上の財産についてののみ任意処分権としての所有権が成立することを意味している。また、「窃盗・投機・買占めによって、公共の富 (*fortune publique*) を犠牲にして蓄えられた財産は、それが公財私消 (*concussion*) であることを社会が確立な事実によって立証した場合、直ちに国有財産となる (20条)」と規定され、厳重な制限が課されている。

以上のように、ヴァルレをはじめとする多くのサン・キュロットは、ルソーの小所有社会の理想の上に、所有権制限の原理を構築している。さらに、「土地は全員のものであり、特別の何者にも属さない」と主張する農村の司祭ドリ

ヴィエ (P. DOLIVIER) や⁽¹¹⁾、「平等の体制にあっては富も貧困も消滅せねばならない」と宣明したエベルティストなどは、いわゆる土地均分法 (loi agraire) に到達していることを忘れてはならない⁽¹²⁾。後のバブーフ運動につながってゆくのは彼らである。

Ⅱ 「社会権」的権利

モンタニャール宣言23条は、不幸な市民に労働もしくは生活手段を提供する社会の義務を明記する。これについて、一般には、「国家に積極的な給付を要求する」いわゆる「社会権」あるいは「社会権的性格」を承認したものと理解している⁽¹³⁾。

しかし、一方、フランス革命期の法制度においては、所有権の絶対化・経済的自由主義の強調によって、一貫して「労働の個人主義的・自由主義的体制」がとられたことが明らかにされている⁽¹⁴⁾。とくに、1791年6月14—17日のル・シャブリエ法によって確立された「労働を営業の自由の観点から制限する体制」は、1793年においても維持されている。また、ジロンド草案・モンタニャール宣言に規定された「公的救済」の原則も、すでにル・シャブリエ自身の手で提示され⁽¹⁵⁾、1791年憲法によって保障されていたのを認めることができる。すなわち、1791年憲法が、経済的自由主義の原理にたって捨子を養育し、貧しい病人の苦痛を軽減し、仕事をもたない壮健な貧者に労働を供給するための「公的救済の総合的施設の設立」を保障していたのと同様に、1793年憲法下の「社会の義務」は、個人の経済的自由権を侵害しない範囲で「不幸な市民」に対して補助的に救済を与える義務に他ならなかったといえる⁽¹⁶⁾。

この点で、ロベスピエール草案が「人の重要な権利とは、生存の維持に備える権利 (droit de pouvoir à la conservation de son existence)、と自由である (2条)」「社会は、その全構成員に対して、その生存に備える義務をおう (10条)」と規定して、社会の全構成員の生存権を表明しているのとは異っている。また、「生活必需品に乏しい人々に対する欠くべからざる扶助は、余剰を持つ者の負債である。この負債を支払う方法は法律で定める (11条)」という規定は、個人の所有権に対する侵害を前提としている点で注目に値する。さ

らにサン・キュロットやヴァルレにおいても、生存権・労働権・社会扶助をうける権利は、それぞれ所有権の制限と直結する形で把握されていたことを考慮すれば、彼らが、モンタニャールに比して、社会・経済的平等実現のための本質的な視点をもっていたことが理解できる。

Ⅲ 以上の検討から明らかになったように、1793年憲法の人権原理においては、経済的自由主義の上になった所有権原理のあり方自体が、社会・経済的平等の実現を不可能にしていたといえる。モンタニャールは、封建制を廃棄し資本主義的自由経済の進展を推進しようとするブルジョアジー本来の役割を果たしたにすぎず、この点で「反資本的」性格を有する民衆の立場と決定的に袂を分かっていたということができよう。

(注)

- (1) J. RIVERO, *Les Libertés Publiques*, t. I, (1973) p.64—65, リベロは、1789年宣言と1793年宣言の間には、原理の基礎における本質的差異はなく、ton(語気・態度)において差異が現れているにすぎないことを指摘する。
- (2) モンタニャール宣言は、「いかなる種類の労働・耕作・商業も、市民の産業(industrie)として禁止されえない(17条)」「すべての者はその労務と時間の拘束について契約することができる(18条前段)」と規定して、いわゆる「営業の自由」「契約の自由」を確認している。これは、1789—91年に確立された種々の自由主義的経済政策を前提にしている。(稲本洋之助『フランス革命と『営業の自由』』高柳・藤田編『資本主義法の形成と展開Ⅰ』(1972) p.179—243, 野田良之『フランス法概論(上)』(1970) p.620 以下など参照。)
- (3) フランス革命における「所有権」理論の系譜については、J. P. LÉVY, *Histoire de la Propriété*, 《Que sais-je?》No.36 (1972) p.61—94, このほか、藤田勇『『営業の自由』と所有権観念』高柳・藤田編前掲書 p.29—70, 稲本洋之助『1789年の『人および市民の権利の宣言』』『基本的人権3』(1968) p.87—139 など参照。
- (4) 国民公会は1792年9月21日、「身体と財産は国民の保護のもとにある」旨のデクレを布告して、現存財産の保全をめざすブルジョアジーに安心を与えている。さらに1793年3月18日には、これを侵害する危険のある「土地均分法(loi agraire)」の提唱者を死刑にすることを決定している。(A. P. I. s., t. 60, p. 292)
- (5) デュギーは、この点について、モンタニャールが所有の基礎と合理性について明確な意見を持たず、政治的利益にもとづいて対処していたことを指摘している。L. DUGUIT, *Traité de Droit Constitutionnel*, t. III, (1925) p.660.

- (6) ルソー『社会契約論』2篇11章(桑原・前川訳 p.77)などに示される。ルソーの所有については、阪上孝「ルソーにおける所有と共同体」『人文学報』27号(1968) p.79—99参照。
- (7) ロベスピエールの1793年4月24日の演説と人権宣言案の原文は、A. P. l. s. t. 63, p.197—200参照。なお拙稿「フランス革命における1793年憲法の研究・序説(一)」(以下序説(一)と略す),『一橋研究』33号 p.103, 注(12)を参照されたい。
- (8) A. SOBOUL, *Les Sans-Culottes parisiens en L'an II*, (1962) p.457 etc..
- (9) A. SOBOUL, *ibid.*, p.465
- (10) J. VARLET, *Déclaration Solennelle des Droits de L'Homme dans L'Etat Social*, (1793)《EDHIS》
- (11) P. DOLIVIER, *Essai sur la justice primitive pour servir de principe générateur au seul order social qui peut assurer à l'homme tous ses droits et tous ses moyens de bonheur* A. P. l. s., t.76, p.608 et s., ジョレスは、ドリヴィエを「土地均分法」派と規定してバブーフに至る系譜の中に位置づけている。J. JAURES, *Histoire Socialiste de la Révolution Française* t.8, (1924) p.212 et s.,
- (12) A. SOBOUL, *op. cit.*, p.460—462
- (13) J. GODOCHOT, *op. cit.*, p.285, J. LAFERRIERE, *Manuel de Droit Constitutionnel*, (1947) p.90,
- (14) 中村睦男『社会権法理の形成』(1973) p.44—72参照。
- (15) 中村前掲書 p.52, A. P. l. s., t.27, p.210参照。
- (16) 中村前掲書 p.56 では、経済的自由権の制限を前提とする現代国家の生存権配慮義務と革命期の義務との性格の相違が指摘されている。革命期の権利を「社会権」と称することの問題点もここにあると考えられる。

(三) 主権原理

(1) 「人民主権」の表明

1793年憲法は、主権原理について、いわゆる「人民主権」原理を表明している¹⁾。それは、主権の帰属・属性・行使について次のような具体的内容をもっている。

- (i) 主権は人民(peuple)に属する(宣言25条)。主権者人民とは、フランス市民の総体である(憲法7条)。
- (ii) 主権は、単一・不可分・時効によって消滅せず(imprescriptible)・不可譲である(宣言25条)。

(iii) 主権は、第一次集会において行使される（憲法7条）。主権行使の内容は、(a)議員（*deputés*）を直接任命すること（同8条）、(b)行政官・公仲裁人・刑事および破毀裁判官の選出を選挙人に委ねること（同9条）、(c)法律を議決（*délibérer*）すること（同10条）である。

(iv) 立法に関する主権行使の手続として、法律についての人民拒否（*veto populaire*）の制度が認められる（同58—60条）⁽²⁾。

(v) 憲法改正について、人民に修正要求権が認められる（同115—117条）。憲法上明文はないが憲法制定についての人民投票（*referendum*）が前提とされている⁽³⁾。

(vi) 以上のほか、男子普通選挙制を採用し、また、権力分立制を排して立法府への権力集中をはかっている。さらに、国民代表制度について「議員は全国民の代表である」旨が規定されるが「命令的委任」を禁止する規定は存在しない。

1793年憲法が標榜する以上のような「人民主権」原理については、従来から、それがルソーの系譜に属し、1791年憲法の「国民主権」原理と対立すると解されている。とくに、1793年憲法が、具体的・個人的存在としての人民（*people*）に主権を帰属させることによって、1791年憲法の「国民主権」概念を排除し、さらに普通選挙制・立法府への権力集中制・「人民投票制」の採用によって、「国民代表制（純代表制）」を修正していると解されるのが常である⁽⁴⁾。

しかし、1793年憲法の主権原理を1791年憲法のそれと対立的に把握する点で論者の意見が一致しているにせよ、それを国民主権（ナシオン主権）原理と理論的に対立すべき人民主権（プーブル主権）原理、あるいは、真に、「人民に国権の行使を帰属させる原理」であると解するか否かについては、簡単に結論することができない。それは、何より、人民主権（プーブル主権）原理の内実を、理論上いかに確定するかの問題にかかわっており、1793年憲法の検討は、この問題の上になって行なう必要があるからである。

これについて、本稿では、人民主権（プーブル主権）原理を、資本主義法・社会主義法体系を問わず、「人民」に国権の行使を帰属させることを可能にす

る法原理として把え、さらに、その形態として、次のような手続が構想されるものと考えている⁽⁵⁾。

(i) 人民による意思決定の保障、その手段として、(a)普通選挙制度、(b)人民による立法権行使のための（直接民主制が実質上不可能で、代表制＝代議制を採用する場合の措置としての）人民投票制度もしくは命令的委任制度

(ii) 人民による執行監督の保障、その手段として、(a)人民による公務員の責任追究および罷免制度、(b)（代議制を採用する場合の）立法府（議会）における執行統制措置——の確立。

以上の内容をふまえた上で、本稿では1793年憲法が標榜する「人民主権」原理の内実について検討を進める。ここでは、とくに主権原理と重要な係わりをもつ制度的・組織的原理としての「代表制」のあり方（命令的委任と半直接制の問題）に関連して検討する。

(2) 「人民主権」原理の検討

I

1791年憲法が採用した国民主権（ナシオン主権）原理のもとでは、主権の不可分性および、観念的・抽象的存在としての国民が意思をもちえないことによって、必然的に代表の存在が認められる。そして1791年憲法によって確立された「純代表制（le gouvernement représentatif pur）」においては、代表は「国民全体の代表」であるとされ、命令的委任禁止・免責特権の容認などによって「民意からの独立」が保障されている⁽⁶⁾。

これに対して、人民主権（プーブル主権）原理のもとでは本来的に直接民主制が指向されると考えられるが、それが実現不可能である為に代表制を容認する場合には、代表と主権者人民の意思の同質性を担保するための手続が必要となる。ルソーは、これについて、命令的委任制度と人民の批准（*ratification populaire*）制度を示唆している⁽⁷⁾。また、1793年に提示された種々の憲法草案のなかにも、「代表制を必要としつつも、純代表制の弊害を除去する手段として半直接制の手続を導入するもの」と「代表制をやむをえず容認するが、議員と人民の間に命令的委任関係を設けることで、人民の権力を担保しようとす

るもの」の2つのグループがみとめられる⁽⁸⁾。

このうち、代表制に対して敵対的であった第二のグループに、ジャン・ヴァルレが属している。ヴァルレは、「主権は、委任によって委託されうるが、決して代表されえない」「議員は代表でなく、受託者 (mandataire) もしくは機関 (organes) にすぎない」という観点から従来の代表制を否認し、命令的委任制度を前提として、次のような構想を提示している⁽⁹⁾。

(i) まず、意思決定手続について、①人民は直接普通選挙によって立法者(受託者)を任命し、同時に彼に法律案作成を委託する。②人民は、第一次集会において社会の利益を討議し、受託者に対して、個人的な意見・願望を陳述し、全体としての意思を表示する。③受託者は、法律案を作成して第一次集会に送付する。④人民は、第一次集会において法律案を検討し、否認もしくは裁可(sanctionner)する。——これによって、人民は一般意思の決定権を自ら行使することになる。

(ii) さらに、受託者の監督・責任追及手続として、①受託者に報告義務を課し、受託者の行為を審査した上で、②委託者の利益を裏切る受託者を第一次集会に召還し協約停止・罷免もしくは処罰する手続が採用される。また執行者の監督のため、全ての公職担当者の直接任命権、罷免権、および罷免後の再選停止権が人民に留保される。

以上のような構想は、1792—93年にパリのサン・キュロットが実現したセクションでの政治的実践、とくに1793年6月2日の蜂起にむけて組織されたセクション連合の中央委員会制度を土台にしたものである。また、人民主権原理を忠実に実践しようとしていた当時の民衆の政治理念の反映でもあるといえる。

(10)

II

これに対して、1793年憲法が採用した代表制は、以下のような構造をもっている。

(i) 1791年憲法・シロンド憲法草案と同様、議員は「全国民の代表」であり(1793年憲法29条)彼を任命した各県の代表ではない。

(ii) 議員は立法府内の言論について免責される(同43条)。

(iii) 人民による議員の審査権・罷免権も認められていない。前章で指摘したように、任期終了後の再選停止・公職追放決定権も否認されている。

したがって、1793年憲法においては、「命令的委任」禁止が明示されていないにも拘らず、代表は、人民のコントロールから遠ざけられ、人民からの独立が保障されているように思われる。また、人権宣言において「受託者」の語を用い、エロー・ド・セシエルが「法律については、議員は受託者にすぎない」と演説しているにも拘らず、ここには受託者に対する訓令を基調とする命令的委任関係は存在しない⁽¹¹⁾。

以上の点から、1793年憲法が、基本的には議会の人民からの独立を基調とする1791年憲法下の代表制を維持していることが確認できる。また、命令的委任制度を基礎として「人民による立法」「人民による執行監督」の実現をめざした、ヴァルレらの人民主権原理と比較して主たる差異が認められるのはこの点である。

一方、1793年憲法は、「人民による立法」を担保するために、法律に関する人民拒否あるいは任意的レフェレンダム (*referendum facultatif*) の制度を採用している。この制度は、同憲法の「民主制」を最もよく示すものとして従来から高く評価されている。とくに、フランス憲法学では、一般に、この制度を根拠として、1793年憲法の代表制を、「純代表制」に對置すべき意味での「半代表制」(*le gouvernement semi-représentatif*) もしくは、「純代表制・半代表制・半直接制・直接制」と段階的に区別する場合の「半直接制」(*le gouvernement semi-direct*)」として理解している⁽¹²⁾。このうち、「半直接制」を「人民拒否・レフェレンダム・人民発案 (*initiative populaire*) などの制度によって、一定の重要事項について人民自身が一般意思決定権を行使しうる形態」として規定すれば、1793年憲法の制度をこれにあてはめることは可能である。しかし、「半代表制」あるいは「半直接制」が必然的に人民主権(プーブル主権)原理とのみ結びつくか否かについて争いがあるように、「半直接制」の採用を以て人民主権(プーブル主権)原理を論証することは不十分であり、さらに具

体的な検討が必要になると思われる⁽¹³⁾。とくに 1793 年憲法の場合は、普通選挙制度や人民拒否制度によって「人民による立法」の実現が原則的に可能になっている反面、実質的には次のような難点があることに注意すべきである。

(i) 法律事項の内容が、民事・刑事立法、財政、宣戦布告、領土区分、公教育、栄典に関するものに限定されており、軍事、警察、福祉、条約批准、公務員の責任追究、国家賠償など人民にとって重大な利益を含む諸事項が、命令(décret)事項として除外されている。

(ii) 前章で指摘したように、人民による立法権行使に必要な第一次集会の異議の条件が加重され、人民拒否制度の実際の運用が不可能に近いものにされている⁽¹⁴⁾。

ここにおいて「人民による立法」の原則が例外に転化し、議会による立法の原則に陥る危険が内包されているといえることができる。さらに、これらの難点を救済する有効な手段として、法律案作成を担当する議会を人民の支配の下におくことが考えられる。しかし前述のように、1793年憲法下では議会が人民から独立しうる構造が保たれている。

Ⅲ

以上の検討からすれば、1793年憲法の標榜する「人民主権」は、前述した「理念型」としての人民主権（プーブル主権）原理の要件をきわめて不十分な形でしか満たしていないことがわかる。たとえ、部分的にであれ普通選挙によって市民の総体としての人民を選挙人団に組織し、さらに、原則として人民が意思決定を実現しうる要件を備えたものを人民主権（プーブル主権）原理として定義するにしても、同一の革命状況の中で、より徹底した構想を提示していたヴァルレらと比較すると、同憲法の不十分さは一層明瞭である。

しかし、従来の研究、とりわけフランス憲法学における研究の多くはその不十分さを重視せず、また、「人民主権」の定義を制度的実体に即して検証することなく、単に1791年憲法と対立させることによって、1793年憲法を国民主権（ナシオン主権）原理に対抗すべき人民主権（プーブル主権）原理の類型に含めてきたように思われる。これは一面では、命令的委任制度を基調とする人民

主権論が憲法史上一貫して否定されたフランスにおいて、「半直接制」を容認した1793年憲法が実質的に最も民主的な内容をもっていたことに基因しよう。しかし、人民主権（プーブル主権）原理の実現にとって、普通選挙制度のほか、議會を人民が直接にコントロールする手続（命令的委任制度・罷免制度など）は不可欠ではなく、人民による意思決定を担保する手続（人民拒否・レフェレンダムなど）があれば十分なのか否かなど、理論的に解明すべき点がなおも残存しているように思われる。本稿で論究しえなかったこれらの諸問題については、今後稿を改めて検討することにした。

（注）

- （1） 主権概念については、本稿では、フランスの伝統的用法および革命期の一般的用法にしたがって、「権力の正当性」のみならず「国家権力」「国家の支配権」自体を意味するものと解している。（杉原前掲書 p.41—50, 杉原「現代議會政と国民代表の原理3」『法律時報』49巻3号 p.98—100参照。）
- （2） 人民拒否（*veto populaire*）の制度は、一般に、議會で有効に成立した法律に対して一定の遅延・異議がある場合に人民が決定権を行使する制度と解されている。通常は、議會で法律案を作成して人民の決定に委ねるレフェレンダム（*referendum legislatif*）と区別され、ビュルドーは1793年憲法の制度を後者と解している。（G. BURDEAU, *Traité de Science Politique*, t.V. 1970, p.259）しかし、具体的な運用においては、すべての法律案について必要的に人民投票を課すわけではないので、「任意的レフェレンダム（*referendum facultatif*）」あるいは、デュギーの主張にしたがって人民拒否に近いものと解するのが妥当であろう。（L. DUGUIT, *op. cit.*, t. II, 1928, p.627）ヴテルも運用面における明確な区別の困難を指摘している。（G. VEDEL, *Manuel élémentaire de Droit Constitutionnel*, 1949, p.136—137）
- （3） フリディエフは、憲法上明示されてないのは1792年9月21日のデクレですすでに明らかである為であるとのべる。（M. FRIDIEFF, *op. cit.*, p.281.）
- （4） 1793年憲法の主権原理に関するわが国の研究としては、高野前掲論文、柳前掲論文、杉原前掲書（p.273 以下）、樋口前掲書（p.289）などを参照。とくに本稿では紙幅の都合上網羅することのできない同憲法下の統治機構については、高野「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」『尾道短期大学紀要』16集 p.33—70 を参照。
- （5） 社会主義における主権の問題については、影山日出弥『憲法の基礎理論』（1975）p.167 以下参照。なお影山教授は、「人民（プーブル）主権」の理念型について、

①国家権力の人民（選挙入団）への帰属，②直接民主主義もしくは代議制における代議員と主権主体との同質性を担保しうる拘束関係（解任権など），③普通選挙制，の3要素を提示される。（影山「今日における主権論争と主権論の再構成」『法律時報』48巻4号 p.30 以下）

- (6) 純代表制については，R. CARRÉ DE MARBERG, *Contribution à la théorie générale de l'Etat*, t. II (1922) p.199 et s., G. BURDEAU, *op. cit.*, t. V, p.297 ets., G. VEDEL, *op. cit.*, p.133 et s., 杉原前掲書 p.314 以下など参照。
- (7) R. CARRÉ DE MARBERG, *pr. cit.*, t. II, p.204—206.
- (8) F. GALY, *La Notion de Constitution dans les Projets de 1793*, Thèse du Droit, (1932) p.83 et s. (B.N.Le³348)
- (9) J. VARLET, *op. cit.*, p.13—14, Art. 8—10 ; *Projet d'un Mandat Spécial et Impératif* (1792), p.1—22 (B.N.Lb¹⁴109)
- (10) A. SOBOUL, *op. cit.*, p.505 et s., R.B. ROSE, *op. cit.*, p.10—35.
- (11) 拙稿「序説」『一橋研究』33号 p.104 注(13), p.110—111 (iv) 参照。マルベールは，1793年憲法に命令的委任禁止の条文がなく，宣言に「受託者」の用語があるのを重視する。（R. CARRE DE MALBELG, *op. cit.*, p.262. 同旨，高野前掲論文『尾道短大紀要』16集 p.52）しかし草案起草者エロー・ド・セシエルの思惑に反して，当時の国民公会に命令的委任を容認する条件はなく，用語の問題以上の積極的意味を認めることは妥当でないと考えられる。
- (12) A. ESMEIN, 'Deux formes de gouvernement', *Revue du droit public et de la science politique en France et en l'étranger*, t. I (1894) p.15—41, M. H. FABRE, *Principes Republicaines de Droit Constitutionnel*, (1967) p.233 et s., G. BURDEAU, *Droit Constitutionnel et Institutions Politiques* (1972) p. 279, M. DESLANDRE, *op. cit.*, t. I. p. 276 et s., J. LAFER RIÈRE, *op. cit.*, p.92, J.J. CHEVALLIER, *op. cit.*, p.69 etc.
- (13) 樋口教授は，フランスの代表的見解にしたがって「半代表」概念を人民主権（プーブル主権）原理と結びつけて理解される。（樋口『「半代表」概念をめぐる覚え書き」芦部編『近代憲法原理の展開Ⅰ』p.55 以下），これに対して，代表観念の変化は量的変化にすぎず，主権原理の変化を意味しない，とされる杉原教授にあっては，「半直接制」は「国民主権の最終形態」として 扱えられる。したがって1793年憲法の主権原理についても，不完全ながら人民主権（プーブル主権）であると理解される限りで「半直接制」という規定は否定されることになる。これは同意法が「原則的に」人民の意思決定を認めているのに対して，「半直接制」では「例外的に」認めるにすぎないことが理由になっていると思われる。しかし，本稿の検討からしても，「国民主権の最終形態」と「人民主権」との境界，すな

わち「質的転換」のための条件をめぐってなおも問題が残るといわざるをえない。また、本稿で論究できなかつたジロンド（コンドルセ）草案の主権原理についても全く同様の問題が存在する。杉原教授においては、1793年憲法の「人民主権」との同質性を否定されているようにみえるが、これについてもさらに検討を要すると思われる。（杉原「主権と自由」芦部編前掲書 p.46 以下、「いわゆる『半代表制』の構造について」『一橋論叢』65巻1号 p.54 以下、ジロンド草案については、『国民主権の研究』p.290—294 参照）。

四 おわりに

はじめに述べたように、本稿は1793年憲法の歴史的・憲法論的研究の「序説」であり、その目的は、成立過程と諸原理の再検討によって同憲法の特質と限界を明らかにすることであった。

まず、成立過程の分析の結果、①1793年憲法の主たる担い手はブルジョアジーとしてのモンタニャール主流派であり、同憲法の原理については、とくに左派のロベスピエールらのものと一応区別すべきこと、②成立についてジロンド草案との密接性・継続性が認められ、諸原理の特徴も、当時のブルジョアジー一般のものと一致していること、などが明らかになったと思われる。

次に、諸原理の検討については、不十分な点も多いにせよ、次のことを結論しうる。①主権・人権体系、人権原理、主権原理をとおして、1793年憲法は「民主的」な外観をもっている。とくに平等原理の強調、「人民主権」原理の採用は、ルソーの影響のもとに人民の利益をめざしたものと考えられる。②しかし、これらの「平等原理」・「人民主権」原理の内実は不徹底なものであり、とくにヴァルレら民衆の原理と比較すると、同憲法が、ブルジョアジーの諸権利とブルジョアジーによる権力の行使を保障する範囲で「民主的」であるにすぎないことがわかる。

以上のように、1793年憲法についてはそれが文字どおりブルジョア革命の産物であり、その限りでブルジョア憲法原理の枠内にあることを否定することはできない。この点は、ブルジョアジーと対立的な観点もちえていたヴァルレでさえ、私的所有の否定およびこの経済的基礎の上にたつた人民主権原理を構想しえていたわけではないこととあわせて理解せねばならない。

しかし、1793年憲法は、社会・経済的平等の実現と人民主権原理の実践を運動原理とする民衆との政治的対応の中で成立した。また、1792年8月10日の共和主義革命の法的決済を使命とし、普通選挙制度や憲法についての人民投票制の採用決定を経た段階で制定されただけに、おのずから、ブルジョア革命原理の典型としての1791年憲法の諸原理から離脱する方向を展望していた。1793年憲法が「人民主権」原理を基礎としたのもこの為であり、施行延期後、1791年憲法の諸原理に逆戻りする結果になったのもこの為である。

さらに、1793年憲法が「反体制運動のシンボル」として歴史的機能を果たしたのも、以上のような、状況と原理の先進性によるものと考えられる。しかし、この歴史的意義の問題については、後のバブーフ運動やパリ・コミューンの中で同憲法の原理がそのまま継受されたのではなく、命令的委任論等によって修正されていたことに注意しつつ、今後検討を進める所存である。また、同憲法原理の理論的諸問題についても、前章で留保したとおり、さらに研究を深めねばならないと考えている。

(筆者の住所、東京都国立市東4―12―8)